(表)

承認証

平成 年度

No.

住所

氏名

1. 有効期間 平成 年 4月 1日から平成 年 3月31日まで

2. 承認期間

3. 魚種 緑川に生息するあゆ・こい・ふな・うなぎ・やまめ はえ (おいかわ)・わかさぎ・もくずがに・てながえび

もえび(ぬまえび類)

4. 漁場 緑川全水域 (禁漁区域を除く)

5. 漁業料 円(組合員)

6. 遊漁料 円

上記の金額正に領収致しました。 平成 年 月 日

> 取扱者 受領印

上益城郡甲佐町田口 2073 緑川漁業協同組合 TEL096 - 234 - 3889

注意事項

- 1. 承認証に組合印及び取扱者印の無いものは無効。
- 2. 漁業又は遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならない。
- 3. 承認証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 4. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5. 漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 6. 漁業者又は遊漁者は、互いに適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 7. 行使規則・遊漁規則等により、禁止又は制限された漁具、漁法、期間、区域、体長等に違反して水産動物を採捕してはならない。
- 8. その他詳細については、行使規則及び遊漁規則参照のこと。

(裏)

熊本県内水面漁業調整規則抜粋

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

- 第24条 水産動植物に有害なものを遺棄し、漏せつしてはならない。 (禁止期間)
- 第 26 条 あゆがっくり掛けにより、6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内は、水産動物を採捕してはならない。

(漁具漁法等の制限)

- |第28条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。
 - (1) 発射装置を有する漁具 (2) びん (がらす、陶、金属及び化学製品のものをいう。) 漬、おけ漬及び箱漬 (3) う飼い (4) 提灯たぶ「別名いなあみ、又は地獄網」(5) さかうけ (6) 流水を枯渇させ、又は著しく減少させる漁法 (7) 潜水引掛 (8) からから「別名弓張、川掃除、又はばたばた [へらびき及びうずなを含む]」(9) 二重以上の網地をもって構成する刺網 (10) 地びき網及び船びき網 (11) 水中に電流を通じてする漁法

(さく河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

- 第30条 さく河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1の魚道を開通しなければならない。
- 腕章 こい、ふな、はえ (おいかわ)、うなぎ、やまめ、わかさぎ、てながえび: 竿釣もえび (てながえび類): たも網

平成 15 年度

緑川漁協

遊漁 氏名 1日券:かに以外の全魚種

	<u>No.</u>			<u>No.</u>
遊漁許可証控	i	遊池	魚許可証	
日間	円 I	日間		円
平成 年 月	日	平成	手 月	日
(当日限り)	i	(当	日限り)	
	1	上益城郡甲佐町日	日	
緑川漁	業協同組合		緑川漁	業協同組合
	i		TEL09	6 - 234 - 3889

熊

様式2号

第 号

漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

 住所

 氏名

 生年月日

 有効期間
 平成 年 月 日から

 平成 年 月 日まで

 発行者 緑川漁業協同組合

氷川漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第5号共同漁業権遊漁規則 (目的)

- 第1条 この規則は、氷川漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権にかかる漁場(以下「漁場」という。)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ、やまめ、もくずがに、以下同じ。)以下の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。(遊漁料の納付義務等)
- 第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請又は 届出て第6条第1項又は第2項の規定による遊漁料を納付しなければならない。
 - 2 前項の規定による申請は第6条第1項に規定する遊漁の場合には口頭で同条第2項に規定する遊漁の場合にはあらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等の内容を記載した遊漁承認申請書を提出するか、又は口頭で組合の承認を受けなければならない。
 - 3 組合は、前項の申請又は届出があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請又は届出を承認するものとする。

(遊漁の方法)

第3条 次の表の(ア)欄に掲げる漁業は、それぞれ(イ)の遊漁の方法により(ウ)欄の規模の範囲内において(エ)欄の区域及び(オ)欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ)統数規模	(工) 区域	(才) 期間
あゆ漁業	竿釣、投網	制限しない	制限しない	6月1日より
				12月31日まで
				投網のみ
				7月1日より
				12月31日まで
	瀬張網	1人1統	指定箇所のみ	9月1日より
		45 統以内(夜間灯火禁止)		12月31日まで
	筌、やな	15 統以内	指定箇所のみ	9月1日より
		(1人1箇所)		12月31日まで

やまめ	竿釣	竿釣1人竿3本以内	制限しない	やまめは
うなぎ漁業				3月1日から
				9月30日まで
				うなぎは
				1月1日から
				12月31日まで
	うなぎてぼ	1 人 10 本以内	制限しない	1月1日より
				12月31日まで
もくずがに	漁業 つけかご	径 50cm 以内	制限しない	9月1日より
		1人3個以内		12月31日まで

(漁具の制限)

第4条 次の表の(ア) 欄に掲げる漁業は、それぞれ(イ) 欄に掲げる規模又は大きさの 漁具を使用してはならない。

$m \sim c \times m c$	Clara Dia Vi			
(ア) 漁業の名称	(イ) 漁具の規模又は大きさ			
あゆ漁業	投網 網目 1.5 センチメートル未満のもの			
	瀬張網 網目 1.5 センチメートル未満のもの			
やまめ漁業	投網、瀬張網 網目 1.5 センチメートル未満のもの			
ただし、瀬張網は全長50メートル未満のもので河川流幅の5分の1以上を開放すること。				

(放流種苗保護のための制限)

第5条 遊漁の区域及び期間については第3条の規定にかかわらず次の表の(ア)欄に掲げる河川の(イ)欄の区域内においては(ウ)欄に掲げる期間中水産動物を採捕してはならない。

はなりは	V + 0	
(ア) 河川名	(イ) 区域	(ウ)期間
氷川	氷川ダム草谷橋からダム堰堤より下流 50	4月1日より5月31日まで
	メートルまで	
氷川	浜牟田橋橋脚より上流 100 メートルから橋	3月1日より7月31日まで
	脚より下流 400 メートルまで	10月1日より11月30日まで
氷川	大堰堤より上流 300 メートルから堰堤より	3月1日より8月31日まで
	下流 50 メートルまで	
氷川	東陽北新堰堤より上流 100 メートルから堰	1月1日より8月31日まで
	堤より下流 150 メートルまで	

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 1 竿釣 (穴釣を含む)、つけかご、うなぎ築石、うなぎてぼによる遊漁の場合

<u> </u>			_ ~	- DM - 27 F	1
魚種	漁具漁法		遊漁料の額		
あゆ	竿釣	徒歩	日		1,000 円
			年		4,000 円
				家族券	2,500 円
やまめ、うなぎ	竿釣(穴釣も含む)		日		1,000 円
	つけかご		年		3,500 円
うなぎ	うなぎ築石		年		5,000 円
	うなぎてぼ				

ただし未就学の幼児及び小学生は無料、中学生及び肢体不自由者にそれぞれ規定する額の2分の1に相当する額。

2 その他の場合

魚種	漁具・漁法			遊漁料の額
あゆ・やまめ	投網	徒歩	年	3,000 年
あゆ	瀬張網	徒歩	年	15,000 円
	筌		年	20,000 円
	やな		年	30,000 円
もくずがに	径 50 センチ以内 1 人 3 個以内	•	年	5,000 円